

報告第8号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月6日

西脇市長 片山象三

1 西脇市専決第1号

事故発生日時	令和7年1月28日 午後2時55分頃
事故発生場所	西脇市下戸田 128番地の1
相手方	市外法人
原因・状況等	市役所南側駐車場で公用車に乗車する際に、運転席側ドアが強風により大きく開き、隣に駐車していた相手方車両の助手席側ドアに接触し、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方車両修理費 69,685円×100%＝69,685円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	令和7年2月21日

2 西脇市専決第3号

事故発生日時	令和7年3月3日 午前9時03分頃
事故発生場所	西脇市黒田庄町石原地内
相手方	市内女性
原因・状況等	公用車を桜丘小学校へ進入させようとした際に、門扉が閉鎖されていたため、公用車を後退させたところ、市道に停車していた相手方車両の前部に接触し、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方車両修理費等 396,418円×100%＝396,418円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	令和7年3月31日

3 西脇市専決第4号

事故発生日時	令和7年3月3日 午後0時30分頃
事故発生場所	西脇市野村町茜が丘30番地の1ほか
相手方	市内女性
原因・状況等	茜が丘複合施設北側職員駐車場に設置していた防草シートが強風により飛ばされ、駐車していた相手方車両の後部に当たり、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方車両修理費等 259,500円×100%＝259,500円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	令和7年5月1日

4 西脇市専決第5号

事故発生日時	令和7年3月3日 午後0時30分頃
事故発生場所	西脇市野村町茜が丘30番地の1ほか
相手方	市内女性
原因・状況等	茜が丘複合施設北側職員駐車場に設置していた防草シートが強風により飛ばされ、駐車していた相手方車両の後部に当たり、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方車両修理費等 56,100円×100%＝56,100円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	令和7年5月21日